

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (農業支援課)	17
○土地改良区連合の役員の就任の届出..... (農業支援課)	17
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	17
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	18
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	18
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	19
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	19
道立教育研究所告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	20
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	20

告 示

北海道告示第494号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安平町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。
平成19年7月10日

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成19. 6.22	理 事	大久保 五十六	勇払郡安平町追分旭697番地
同	同	同	近 藤 勝 美	同 安平824番地 4
同	同	同	長谷川 均	同 遠浅502番地
同	同	同	辻 信 芳	同 早来新栄745番地
同	同	同	城 寶 敏 克	同 追分美園453番地
同	同	同	三 谷 哲 男	同 早来瑞穂201番地
同	同	同	寺 島 巧	同 早来北進85番地27
同	同	同	千 田 栄 一	同 追分弥生657番地

同	同	同	杉 淵 正 人	同	追分豊栄585番地
同	同	監 事	田 中 敬 造	同	早来緑丘73番地
同	同	同	出 口 良 助	同	早来新栄165番地 1
同	同	同	野 尻 俊 和	同	追分美園199番地
退 任	同 19. 6. 5	理 事	田 村 興 文	同	早来新栄878番地
同	同	同	高 林 弘	同	安平570番地 5
同	同	同	前 田 勇	同	安平273番地 4
同	同	同	近 藤 勝 美	同	安平824番地 4
同	同	同	辻 信 芳	同	早来新栄745番地
同	同	同	寺 島 巧	同	早来北進85番地27
同	同	同	本 野 吉 仁	同	早来緑丘34番地 2
同	同	同	野 口 勝 義	同	遠浅493番地
同	同	同	城 畑 行 雄	同	早来富岡42番地 9
同	同	同	大久保 五十六	同	追分旭697番地
同	同	同	長 澤 秀 俊	同	追分向陽800番地
同	同	同	中 田 正 敏	同	追分美園422番地
同	同	同	杉 淵 誠 司	同	追分豊栄585番地
同	同	同	千 田 栄 一	同	追分弥生657番地
同	同	監 事	田 中 敬 造	同	早来緑丘73番地
同	同	同	梅 田 鋭 敏	同	早来瑞穂604番地 3
同	同	同	堀 江 謙 一	同	早来富岡140番地 9
同	同	同	城 寶 敏 克	同	追分美園453番地
同	同 19. 5. 7	同	山 木 穰	同	追分弥生689番地 5

北海道告示第495号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就任の届出があった。
平成19年7月10日

就任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
平成19. 6.29	理 事	菊 地 博	夕張郡長沼町西 1 線南 2 番地

北海道告示第496号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成19年6月28日、深川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第497号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 北見市常呂町字岐阜757の2(次の図に示す部分に限る。)、757の1
- 2 指定の目的 飛砂の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁産業振興部林務課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第498号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成19年7月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 網走郡津別町字東岡155の2・156の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 紋別郡遠軽町丸大74・76の1・76の2・209・211・西町2丁目1の47(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡日高町字平賀657の1・657の49(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字幌毛志56の1地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)、56の1・62の8(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 河東郡上士幌町字上士幌15の176(次の図に示す部分に限る。)、15の123、15の127、15の149

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第499号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成19年7月10日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 釧路市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所 広尾郡広尾町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 3(1) 解除予定保安林の所在場所 勇払郡占冠村字ソーウンナイ506の2・506の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課並びに釧路市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第500号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成19年7月10日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 檜山郡上ノ国町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 深川市・雨竜郡北竜町(以上1市1町について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上川郡東川町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡幕別町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに深川市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

道立教育研究所告示

北海道立教育研究所告示第17号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成19年7月10日

北海道立教育研究所長 真田 雄三

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
北海道教育情報通信ネットワーク(ほっかいどうスクールネット)ヘルプデスク運用管理業務 一式
- 2 落札を決定した日
平成19年6月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 日本電気株式会社
 - (2) 住所 東京都港区芝5丁目7番1号
- 4 落札金額
72,765,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成19年5月18日付け北海道立教育研究所告示第13号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道立教育研究所庶務部事業課
 - (2) 所在地 江別市文京台東町42番地

道警察本部告示

北海道警察本部告示第96号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成19年7月10日

北海道警察本部長 樋口 建史

- 1 警察官(男性)用夏服上衣の落札者の決定
 - (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
警察官(男性)用夏服上衣(長袖) 3,262着
警察官(男性)用夏服上衣(半袖) 1,589着
 - (2) 落札を決定した日
平成19年6月5日
 - (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏名 株式会社ムラカミ
イ 住所 札幌市中央区北13条西17丁目1番36号
 - (4) 落札金額
35,236,929円
 - (5) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - (6) 一般競争入札の公告
平成19年4月24日付け北海道警察本部告示第47号
 - (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道警察本部総務部会計課
イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
- 2 警察官(男性)用合服上衣等の落札者の決定
 - (1) 落札に係る物品等の名称及び数量
警察官(男性)用合服上衣 1,784着
警察官(男性)用合服ズボン 2,881本
警察官(男性)用合帽子 1,411個
警察官(男性)用合活動帽 1,070個
 - (2) 落札を決定した日
平成19年6月15日
 - (3) 落札者の氏名及び住所
ア 氏名 榎本商事株式会社
イ 住所 札幌市中央区南2条西10丁目3番地1
 - (4) 落札金額
63,562,495円
 - (5) 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

(6) 一般競争入札の公告

平成19年5月1日付け北海道警察本部告示第52号

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

